

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月23日

【事業年度】 第11期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 テモナ株式会社

【英訳名】 TEMONA. inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐川 隼人

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

【電話番号】 03-6635-6452

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 重井 孝之

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

【電話番号】 03-6635-6452

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 重井 孝之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月
売上高 (千円)	450,511	786,458	1,093,395	1,245,471	1,557,112
経常利益 (千円)	47,131	126,894	259,568	323,532	288,487
当期純利益 (千円)	39,968	87,087	165,563	214,050	195,353
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	20,500	20,500	352,810	363,227	369,813
発行済株式総数 (株)	1,035,000	1,035,000	1,318,300	2,705,150	10,994,904
純資産額 (千円)	161,052	249,767	1,079,952	1,317,290	1,528,406
総資産額 (千円)	462,164	808,501	1,679,474	2,044,872	2,260,247
1株当たり純資産額 (円)	19.45	29.96	102.24	121.30	138.35
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益金額 (円)	4.99	10.51	17.69	20.11	17.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)			16.30	18.78	17.14
自己資本比率 (%)	34.8	30.7	64.2	64.2	67.3
自己資本利益率 (%)	30.6	42.6	25.0	17.9	13.8
株価収益率 (倍)			41.69	57.42	29.42
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	92,343	162,751	181,958	148,750	16,923
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	19,887	18,098	21,466	82,777	49,997
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	87,876	152,637	640,607	136,553	85,569
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	317,647	614,938	1,458,970	1,661,496	1,680,145
従業員数 (人)	26	38	47	65	86
(外、平均臨時雇用者数)	(2)	(4)	(6)	(4)	(6)
株主総利回り (%) (比較指標：東証規模別株価 指数 小型) (%)	( )	( )	100.0 (100.0)	156.6 (94.1)	71.3 (84.0)
最高株価 (円)			10,100	11,500 5,420 1,200	1,179
最低株価 (円)			5,000	4,920 3,305 1,100	399

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第7期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。第8期から第11期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。なお、第7期中に関連会社株式を売却し、関連会社がなくなっております。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 当社株式は、2017年4月6日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新規上場日から当該事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第7期及び第8期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
9. 株主総利回りについては、2017年4月6日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、2017年9月末の株価を基準に算定しております。また、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施し、2018年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。このため、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、株主総利回りを算定しております。
10. 最高・最低株価は、2019年4月12日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。なお、2017年4月6日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
11. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施し、2018年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。第10期の株価については株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しており、印に株式分割(2018年4月1日、1株 2株)による権利落後の最高株価及び最低株価を、印に株式分割(2018年10月1日、1株 4株)による権利落後の最高株価及び最低株価を記載しております。
12. 当社は、2015年9月15日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施し、2018年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。このため、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2 【沿革】

設立後の事業の推移等の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
2008年10月	東京都江東区新木場において、TEMONA株式会社を設立。
2009年7月	業務拡大のため、東京都江東区東陽へ本社を移転。
2009年9月	インターネット通販の定期購入・頒布会に特化したショッピングカート付リピート通販専用WEBサービス「たまごカート」発売開始。
2010年2月	「たまごカート」のアップグレード後、名称を「たまごカートplus+」へ変更。
2010年9月	業務拡大のため、東京都江東区青海へ本社を移転。
2012年9月	業務拡大のため、東京都渋谷区渋谷三丁目へ本社を移転。
2012年12月	ファインドスターグループのスタークス株式会社に資本参加。
2014年3月	「たまごカートplus+」から「たまごリピート」へ名称変更。
2014年10月	WEB接客ツール「ヒキアゲール」販売開始。
2015年3月	業務拡大のため、東京都渋谷区渋谷二丁目へ本社を移転。
2015年10月	「ヒキアゲール」の大幅アップグレードが完了。
2016年7月	「たまごリピート」の別ブランドとして「たまごサブスクリプション」販売開始。
2016年10月	「テモナ株式会社」に商号変更。
2016年10月	オウンドメディア「URARA」公開。
2017年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2018年4月	「たまごリピートNext」販売開始。
2019年4月	「たまごリピートNext」のアップグレード後、名称を「サブスクストア」へ変更。
2019年4月	「サブスクストアB2B」販売開始。
2019年4月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。

### 3 【事業の内容】

当社は、2008年10月の設立後、受託開発事業を開始し、主にECサイトを制作してまいりました。その過程で多くのEC事業者と接触し、定期通販というビジネスモデルの魅力と、定期通販のためのシステムの高い需要に気づき、「たまごカート(現たまごリピート)」の開発を開始いたしました。そして、2009年9月にインターネット通販の定期購入・頒布会に特化したショッピングカート付リピート通販専用WEBサービスとなる「たまごカート(現たまごリピート)」のサービスを開始し、以降、現在に至るまで、リピートを当社の強みとして、消費者向け電子商取引(BtoC-EC)市場においてEC事業者支援サービスを提供してまいりました。

2018年4月にはより大規模かつ様々な商材を扱うEC事業者までを対象とした「たまごリピートNext(現サブスクストア)」のサービスを開始し、同時に、サブスクリプションビジネス( 1)の市場を活性化させつつ、さらにはサブスクリプション企業としての地位を確立するためにマーケティング活動の強化を推進してまいりました。

2019年4月には、サブスクリプションビジネスに特化したBtoC事業者向けショッピングカートシステムである「たまごリピートNext」を「サブスクストア」と名称変更を行うとともに、BtoB事業者向けワンストップ受発注管理ツールである「サブスクストアB2B」のサービスを販売開始いたしました。これらのサービス提供開始により、大規模顧客やBtoB-EC事業者へも販路を拡大しております。

当社は、事業者のビジネスと生活者の暮らしを“てもなく”( 2)することを理念に、事業者から支持され、生活者から愛される“B with B with C 企業”となることを使命に掲げております。その実現のため、「サブスクリプション」×「IT」をコアコンピタンスとしたストック型のビジネスモデル( 3)の普及を目指して、サブスクリプションに特化したサービスのトータルソリューションプロバイダとなるべく事業を展開してまいります。

当社の事業はEC支援事業の単一セグメントであります。提供する主なサービスは、EC事業者を対象に、サブスクリプションビジネスに特化した「たまごリピート」「サブスクストア」「サブスクストアB2B」「ヒキアゲール」の4つであります。利用料金を月額で定めており、継続的な売上が積み重なっていくストック型のビジネスモデルであります。

「たまごリピート」「サブスクストア」「サブスクストアB2B」「ヒキアゲール」のアカウント数推移は下記のとおりであります。

サービス名	2015年9月末	2016年9月末	2017年9月末	2018年9月末	2019年9月末
たまごリピート	567	730	820	( 4) 905	850
サブスクストア				( 4) 36	133
サブスクストアB2B					4
ヒキアゲール	28	103	122	65	34

- ( 1) 継続的な課金(購入)が発生する販売方法であります。
- ( 2) 古くからの日本語である「てもなく(手も無く)」は、「簡単に、たやすく」という意味。当社の社名の由来であり、「ビジネスと暮らしを"てもなく"する」は、当社の経営理念でもあります。
- ( 3) 定期的取引が発生するビジネスモデルを当社ではストック型のビジネスモデルと呼んでおります。一方で、取引が一度きりの流動的なビジネスモデルを当社ではフロー型のビジネスモデルと呼んでおります。
- ( 4) 2019年4月の「サブスクストア」への名称変更に伴い、「たまごリピート」と区分してアカウント数を管理していることから、2018年9月末のアカウント数につきましても区分して記載しております。

## (たまごリピート)

### (1) 概要

「たまごリピート」は、ネットショップの購入者をリピーターに育て上げることをコンセプトにしたショッピングカート付リピート通販専用WEBサービスであります。インターネット通販において定期購入や頒布会などの事業を拡大するためには、受注・決済・出荷・販売促進・顧客管理・分析といったプロセスを効果的に実行することが重要となります。

「たまごリピート」は、基幹システムとしてこれらの情報を一元的に集約して管理・運用することで、業務効率を向上させるとともに、分析結果に基づく販売促進活動を自動で行うことで、購入者を適切にフォローし、リピーターへと育てます。

当該サービスは、商品を定期的に届けるという性質を持つリピート通販に特化したサービスであるため、導入しているEC事業者の多くは化粧品や健康食品、サプリメント等の日用品を取り扱っております。

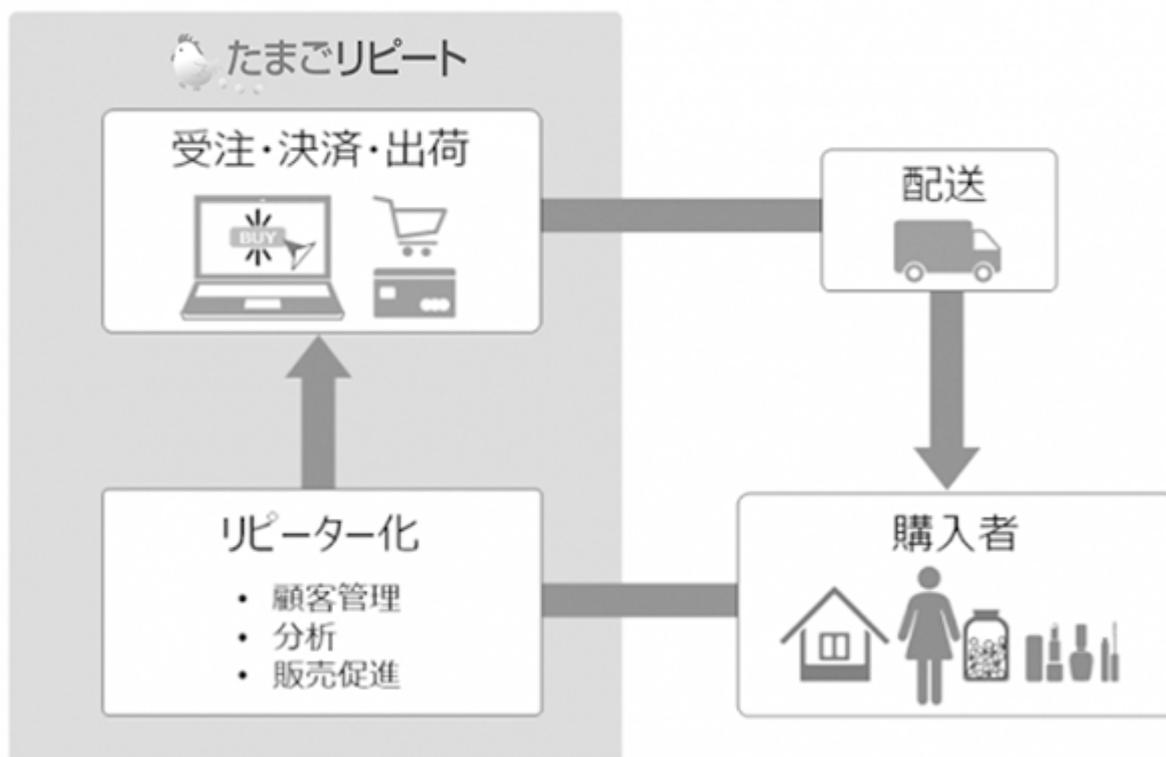
また、2018年4月には、「たまごリピート」の後継版である「たまごリピートNext（現サブストア）」の販売を開始しております。

「たまごリピート」のシステムはSaaS( 1)で提供しており、収益は月額利用料及び決済手数料が主となります。月額利用料は毎月のシステム利用料、決済手数料はシステムを通じた決済金額に関する決済代行会社の手数料収入のうち当社との契約に基づく一定の料率を乗じた金額が当社の収益となります。

「たまごリピート」は2019年9月末現在、850アカウントの導入をいただく当社のメインサービスであり、後継システムである「サブストア」及び「サブストアB2B」と併せた2019年9月期の流通総額(サービスを利用しているEC事業者の販売総額)は前事業年度比10.8%増の1,322億円と、堅調に増加しております。

( 1) ソフトウェアの機能のうち、ユーザーが必要とする機能をインターネット経由で利用できるようにしたサービス提供の形態であります。

#### [たまごリピート概要図]



### (2) 主な機能

#### ショッピングカート機能

ネットショップを訪れたユーザーが注文したい商品を選択し、買い物かごへ入れた商品の総数、総額、送料、消費税、手数料などの計算や、申込者氏名、住所、電話番号、配送日時、決済方法などのデータを、一元管理する機能であります。

#### コールセンター機能

通信販売事業者が利用するコールセンターにおける受注や問い合わせといった顧客対応を想定した機能を搭載しております。管理画面にログインできるアカウントは無制限に発行できます。また、アカウントごとに各機能の利用を制限することが可能となっておりますので、セキュリティ面でも安心して、コールセンター業者へ業務を外注することができます。

#### 顧客管理機能

顧客情報や注文情報を管理・分析し、適切なプロモーションが行われるように、管理・実行する機能であります。

#### 決済・出荷管理機能

カード払い、各種後払い、代引き等といった決済に対応しております。また、納品書、ピッキングリスト、配送データ作成等の出荷管理機能及び入金管理機能も搭載し、商品の発送と入金状況をまとめて管理することができます。

一般的なショッピングカートが提供している範囲はショッピングカート機能及び、配送情報を管理するための顧客管理機能と決済・出荷管理機能の一部までです。

たまごリピートは購入者との継続的な関係性を築くことでリピーターを増やすことをコンセプトとしており、一般的なショッピングカートよりも多機能です。顧客管理機能では情報を分析して販売促進まで行うことができ、決済・出荷管理機能は定期注文に対応した継続的な処理が可能です。また、コールセンター機能も有しております。

上記のようにたまごリピートは多くの機能を有しており、当社ではこれらの機能の効果的な活用を促すべく、講習会やセミナー・ワークショップといったサポート体制の充実に努めております。

### (サブスクストア)

#### (1) 概要

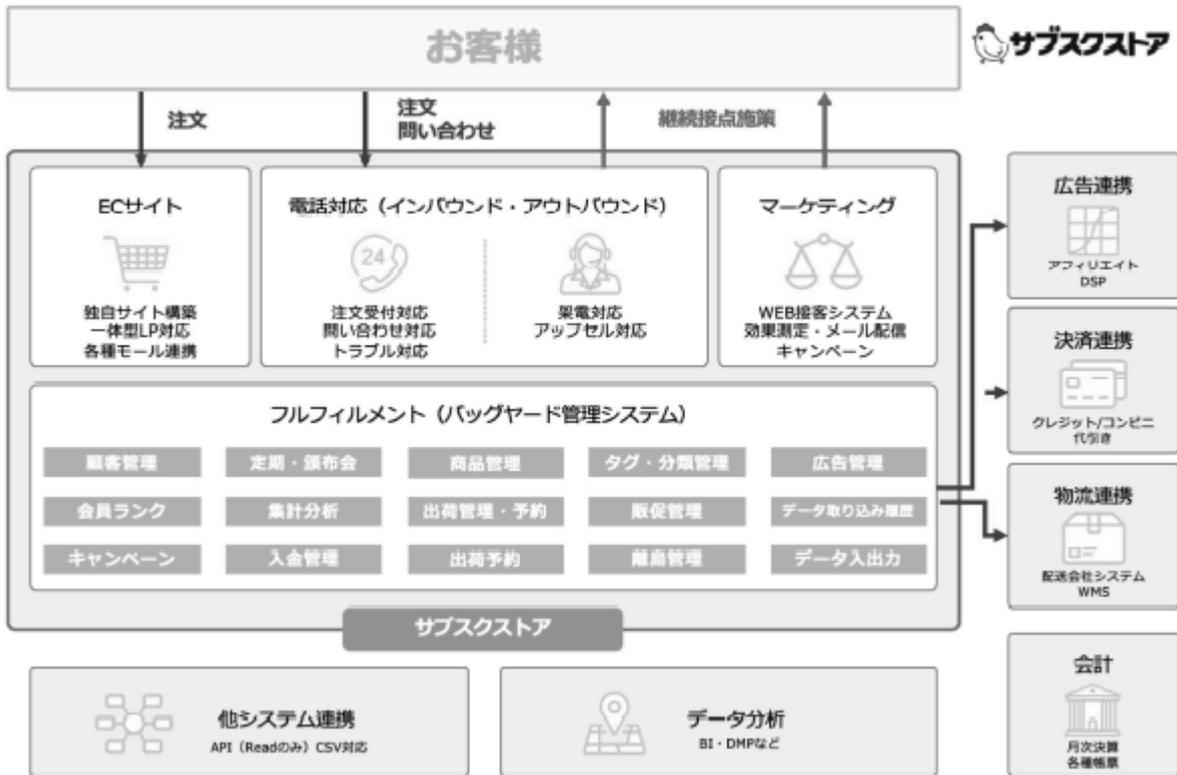
「サブスクストア」は、化粧品や健康食品といった日用品の領域から、食品やアパレル等あらゆる商材への対応を行い、大規模通販事業者にも耐えうるよう新たに開発した BtoC事業者向けサブスクリプションシステムであり、「たまごリピート」の後継サービスであります。2019年4月に「たまごリピートNext」から「サブスクストア」へ名称変更をしております。「たまごリピート」で対応していた単品リピート通販だけでなく、「よりどり販売」「セット販売」「頒布会販売」等、あらゆる販売形態に対応し、物販のみならず定額制チケット販売などの役務サービスにも対応しております。また、各種CRM・物流サービスとAPI(2)による自動連携や、自社運用に合わせるカスタマイズ対応も可能となっております。

「サブスクストア」のシステムはSaaSで提供しており、収益は月額利用料及び決済手数料が主となります。月額利用料は毎月のシステム利用料、決済手数料はシステムを通じた決済金額に関する決済代行会社の手数料収入のうち当社との契約に基づく一定の料率を乗じた金額が当社の収益となります。

2019年9月末現在、「サブスクストア」は、133アカウントの導入をいただいております。

(2)ソフトウェアやアプリケーションなどの一部を外部に向けて公開することにより、第三者が開発したソフトウェアと機能を共有することを可能にする仕組み。

[ サブストア概要図 ]



(2) 主な機能

ショッピングカート機能

ネットショップを訪れたユーザーが注文したい商品を選択し、買い物かごへ入れた商品の総数、総額、送料、消費税、手数料などの計算や、申込者氏名、住所、電話番号、配送日時、決済方法などのデータを、一元管理する機能であります。

コールセンター機能

通信販売事業者が利用するコールセンターにおける受注や問い合わせといった顧客対応を想定した機能を搭載しております。管理画面にログインできるアカウントは無制限に発行できます。また、アカウントごとに各機能の利用を制限することが可能となっておりますので、セキュリティ面でも安心して、コールセンター業者へ業務を外注することができます。

顧客管理機能

顧客情報や注文情報を管理・分析し、適切なプロモーションが行われるように、管理・実行する機能であります。

決済・出荷管理機能

カード払い、各種後払い、代引き等といった決済に対応しております。また、納品書、ピッキングリスト、配送データ作成等の出荷管理機能及び入金管理機能も搭載し、商品の発送と入金状況をまとめて管理することができます。

(サブスクストアB2B)

(1) 概要

「サブスクストアB2B」は、すべてのBtoB(法人向け取引)サブスクリプションと、卸売り販売に対応する“ワンストップ”受発注管理webサービスであります。BtoC-EC事業で実績のある「たまごリピート」「サブスクストア」のノウハウを活かし、サブスクリプションサービスの申込、購入から、顧客情報の管理、請求・入金まで、運営に関わる全ての業務の効率化に対応しており、SaaSでのサービス提供により導入コストを抑えつつも、業務の自動化、省力化、売上拡大が実現可能となります。

「サブスクストアB2B」のシステムはSaaSで提供しており、収益は月額利用料及び決済手数料が主となります。月額利用料は毎月のシステム利用料、決済手数料はシステムを通じた決済金額に関する決済代行会社の手数料収入のうち当社との契約に基づく一定の料率を乗じた金額が当社の収益となります。

2019年9月末現在、「サブスクストアB2B」は、4アカウントの導入をいただいております。

[ サブスクストアB2B概要図 ]



(2) 主な機能

Web申込受付・取引承認機能

顧客ごとのWeb申込フォームを作成し、当該フォーム上での受発注が可能となります。

商品・プラン管理機能

SaaSから物販まで、多様な販売形態に合わせた商品・プラン設定が可能であります。

顧客に合わせた掛け率管理機能

顧客毎に掛け率設定が可能であり、顧客の与信状況に合わせて決済方法の選択可能を設定できる機能であります。

見積書・請求書の自動発行機能

注文に合わせて、見積書や請求書を自動で発行する機能であります。

決済・出荷管理機能

カード払い、掛け払い等といった決済に対応しております。また、納品書、ピッキングリスト、配送データ作成等の出荷管理機能及び入金管理機能も搭載し、商品の発送と入金状況をまとめて管理することができます。

## (ヒキアゲール)

### (1) 概要

「ヒキアゲール」は、WEB上において、対面での接客と同じように一人ひとりに合わせた対応を行うことで広告効果を上げ、成約率を向上させることを目的とした販売促進ツールであります。

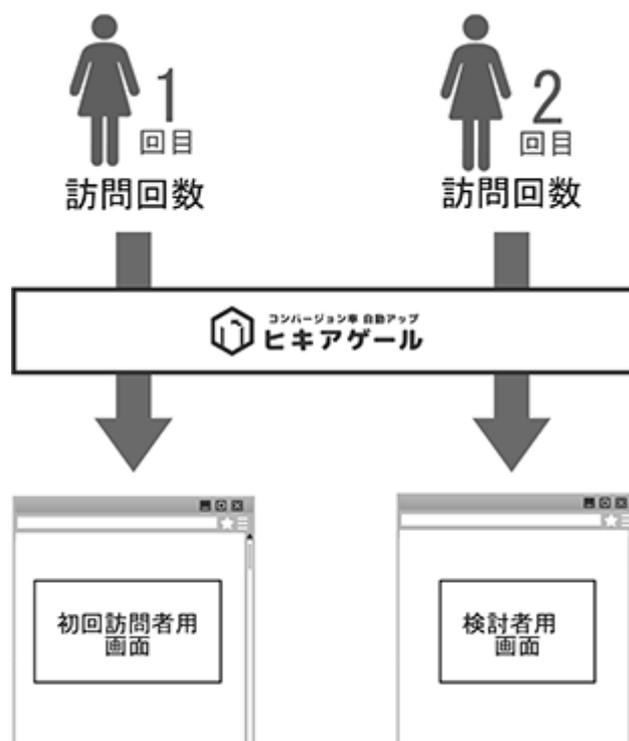
消費者がWEBサイトを訪れた際に、訪問回数や過去の購入情報などのデータを分析し、分析結果をもとに事前に設定したシナリオに沿って画面表示の最適化を行います。累計1,000アカウントを超えるEC事業者へのサービス提供を通して培ったノウハウをもとにした成約率向上施策メニューを用意しており、このメニューの中から顧客ごとに最適な施策が実行できるよう提案を行っております。

「ヒキアゲール」のサービスはSaaSで提供しており、収益は月額利用料及び従量課金が主となります。月額利用料は毎月のシステム利用料、従量課金はコンバージョン数( 3)に契約単価を乗じた金額が当社の収益となります。

2019年9月末現在、「ヒキアゲール」は、34アカウントの導入をいただいております。

( 3) 成約者数の意味であります。

### [ ヒキアゲール概要図 ]



### (2) 主な機能

#### 顧客属性セグメント機能

購入商品、WEBサイト訪問回数、商品購入回数などの情報をもとに、顧客の属性をセグメントする機能であります。

#### ナビゲーション機能

セグメントした顧客に対して、一人ひとりの属性に合わせてWEB上の画面を変更する機能であります。

#### 効果測定機能

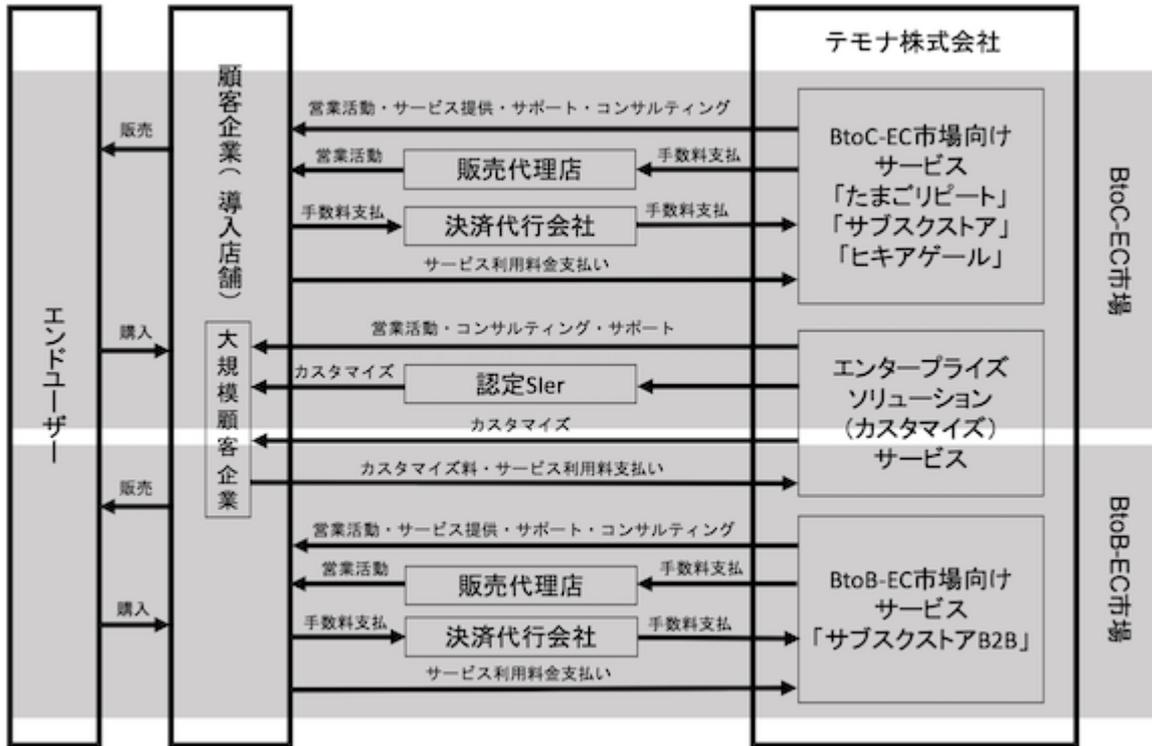
ナビゲーションごとの効果を測定する機能であります。

#### 顧客データ収集機能

WEBサイトに訪れた顧客のデータを継続的に収集する機能であります。

[ 事業系統図 ]

事業系統図は下図のとおりです。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
86(6)	29.7	2.3	5,121

- (注) 1. 当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。  
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。  
4. 前事業年度に比べ従業員数が21名増加しております。主な理由は、将来の事業成長に必要な人材確保のためであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、全従業員の互選により労働者代表が選出されております。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、「事業者のビジネスと生活者の暮らしを“てもなく”する」ことを理念に、事業者から支持され、生活者から愛される“B with B with C 企業”となることを使命に掲げております。その実現のため、「リピート」×「IT」をコアコンピタンスとしたストック型のビジネスモデルの普及を目指し、ECの販売サイクルである集客、接客、販売、消費・利用の全ての領域においてサブスクリプションビジネスに特化したサービスを提供するトータルソリューションプロバイダとなるべく事業を展開しております。

#### (2) 経営環境及び経営戦略等

経済産業省発表の「平成30年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」にあるとおり、当社の事業領域とする日本国内のBtoC-EC市場の規模は前年比8.96%増の18.0兆円、BtoB-EC市場規模が前年比8.1%の344.2兆円と堅調に成長を続けつつも、EC化率はBtoC-ECで6.22%、BtoB-ECで30.2%と大幅な伸展の余地を残しており、商取引の電子化が引き続き伸展していくと見込めます。

また、近年では、人口減少などを背景に顧客の獲得コストなどが上がり続けており、クラウド型のビジネスを始めとしたサブスクリプションビジネスの需要が高まっております。

当社はこのような事業環境を追い風と捉え、さらなる事業領域の拡大を目指すとともに、その実行を担う優秀な人材の確保及び育成を推進いたします。

このための戦略としては、ターゲット市場の拡大、顧客の事業拡大のための支援を推進することが重要であると認識しております。

ターゲット市場の拡大においては、健康食品や化粧品などの商材を扱う従来のEC事業者からサブスクリプションビジネスを行う様々な事業者までターゲットを拡大し、アカウント数の増加に注力いたします。

顧客の事業拡大のための支援においては、既存顧客の成長のためのサポート体制を強化するとともに、大規模かつ様々な運用を行うEC事業者の需要に答えるための体制強化を推進してまいります。

なお、2020年9月期においては、2019年10月より政府が推進するキャッシュレス化対策の一環として対面取引のみならず、非対面取引である電子商取引においても中小加盟店向けクレジットカード手数料を3.25%にする対応が求められております。

当社は、提供するサービスの多くで決済に応じた手数料収益を得ていることから、この対応に伴い、当該収益が大きく減少する見込みであります。なお、この対応は2020年6月までの時限対応であることから、2020年7月より収益の改善を見込んでおります。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するために客観的な指標等

当社は、継続的な事業拡大と企業価値向上のため、売上高、営業利益及び経常利益を重視しており、投資対効果を適切に図る観点から以下の指標により経営上の目標達成状況を判断しております。

- ・ 1人当たり売上高 20,000千円
- ・ 売上高営業利益率 20%

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んでまいります。

##### 既存事業の収益拡大

当社は、SaaS方式でサービスを提供しており、お客様のニーズに応えるべく、これまでその育成に努めてまいりました。

今後も提供するサービスの安定的・継続的な発展が収益基盤の基礎として必要不可欠なものであると考えております。そのためにも、継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後も、既存サービスにおいて継続的な機能の拡充、保守体制の強化を行うことにより、更に信頼性を高め、既存サービスの収益基盤の拡大を行ってまいります。

#### サービス間のシナジーの拡大

当社が提供するサービス間のシナジーを強化し、より一体化させたトータルソリューションの提供を行う必要があると考えております。そのためには、当社のサービスに蓄積するビッグデータを活用する必要があります。

今後この分野においては、市場ニーズの拡大が見込まれるため、更なるサービス開発や新技術の獲得・活用を図ってまいります。

#### 新規事業及び新サービス開発による収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、お客様の潜在需要をいち早く読み取り、新サービス開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。

#### 他企業との連携

当社は、更なる成長のため、既存事業の強化や利用者数拡大、新たな事業への展開や新市場への進出等を目指すに当たり、そのスピードアップを図るため、今後、状況によっては他企業との提携やM & A等が必要になるものと考えております。そのため、今後の事業展開においても、他企業との提携の必要性を常に考慮に入れたうえで進めてまいります。

#### 技術革新への対応

当社は、情報技術の革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社といたしましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。

#### 人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社は、少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには、人員拡充と更なる社員の能力の維持・向上が必要であると考えております。

事業の拡大や多角化により、高い専門性を有する人材の獲得及び育成の必要性が高まっており、必要な人材を十分に確保することが重要な経営課題となっております。そのため、積極的な人材採用活動はもちろんのこと、実力・能力主義の報酬体系の実施、教育研修制度の充実、業務の効率化、外部ノウハウの活用などの取り組みを強化してまいります。

#### 情報管理体制の強化

当社は、SaaS方式でのサービスを展開しており、ビッグデータを保持していることから、情報管理体制の強化は重要課題と認識しております。そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

また、2014年7月より、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得し、2019年3月にISMS認証を取得しております。

#### 内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化及び確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。当社といたしましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

## 2 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは、当社の事業活動を理解する上で重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、以下の記載はすべてのリスク要因を網羅するものではありませんので、この点ご注意ください。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### ビジネスモデルに関するリスク

当社のビジネスモデルは、インターネット環境が進化することにより、EC市場等のインターネット関連市場が今後も拡大していくことを事業展開の前提と考えて、構築しております。仮に、新たな法的規制の導入、技術革新の停滞、通信コストの改定等の予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害される場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### EC市場について

EC市場は、インターネットの普及に伴い市場規模の拡大を続けております。当社では今後もEC市場が拡大することを想定しております。しかしながらEC市場を取り巻く法規制強化や、トラブルの発生等により、当社の期待通りにEC市場が発展しない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合サービスについて

当社は、EC市場を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては、多くの企業が事業展開していることもあり、競合サービスが増加する可能性があります。今後、十分な差別化や機能向上等が行えなかった場合や、新規参入等により競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業内容に関するリスク

#### サービス機能の充実について

当社は、顧客のニーズに対応するため、「サブスクストア」、「サブスクストアB2B」及び「たまごリピート」のサービス機能拡充を進めております。しかしながら、今後、利用顧客のニーズの的確な把握が困難となり、十分な機能の拡充に支障が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 「サブスクストア」、「サブスクストアB2B」及び「たまごリピート」のロイヤリティ収入について

当社が提供する「サブスクストア」、「サブスクストアB2B」及び「たまごリピート」では、決済代行事業者など、様々なパートナーからのロイヤリティ収入により収益を上げております。したがって、当該パートナーの経営状態に問題が生じた場合、当社へのロイヤリティ収入の減少へとつながり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、2019年10月より政府が推進するキャッシュレス化対策の一環である中小加盟店向けクレジットカード手数料を3.25%にする対応などのように、当社のロイヤリティ収入に関連する市場環境が変化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 「たまごリピート」及び「サブスクストア」利用企業の属する市場に関するリスク

当社が提供する「たまごリピート」及び「サブスクストア」の利用企業の多くは、健康食品・サプリメント、化粧品といった消耗品を扱っております。そのため、健康食品・サプリメント、化粧品といった市場を取り巻く法規制等の強化や改正等により、これら消耗品等の定期通販市場が発展しない場合や当該市場が予期せぬ事象により縮小した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 外注先に関するリスク

当社が提供する「サブスクストア」、「サブスクストアB2B」及び「たまごレポート」は、サーバー及びサーバーを設置するラックの供給を外注先に依存しております。当該外先は、入退室時の情報管理等の管理体制が整備された防災装置・安全対策等を行っているデータセンターを運営する信頼性の高い業者に限定していません。

しかしながら、予期せぬ自然災害や不法行為などが生じ、当該外先の役務提供の遅れや提供不能などの事態が生じた場合には、当社もサービス提供の遅れや提供不能などの事態が生じるおそれがあり、その場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### プログラム不良によるリスク

開発したプログラムの不具合を原因として、システム動作不良等が発生し、当社の提供するサービスが中断または停止する可能性があります。当社では、システムの開発にあたり、綿密な開発計画の策定からテストの実施まで十分な管理を行っており、可能な限りこのような事態の発生を未然に防ぐための開発体制の構築に努めております。しかしながら、このような事態が発生した場合には、当社の提供サービスに対する信頼が失われ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### システムに関するリスク

当社が提供する各種サービスは、インターネットを始めとした通信ネットワーク及びコンピュータシステムにより提供されております。サービスの継続稼働のため、セキュリティ対策、設備投資、自然災害等を想定したデータセンターでのシステム運用を行っておりますが、不正手段による当社システムへの侵入、想定を上回るサービスへのアクセスに伴うシステム障害、地震・津波等の自然災害及び火災・事故・停電等の予期せぬ事象の発生によりサーバーがダウンした場合等には、当社の社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害の賠償金の支払等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 保有しているビッグデータについて

当社が提供するサービスは、分析基盤となるビッグデータを保有しております。今後の事業展開において、保有しているビッグデータを用いることで、ユーザーターゲティングを行う等のビッグデータを用いたサービス展開を強化していく予定であります。予期せぬシステム障害のため、保有しているビッグデータを消失した場合、当初の計画していた事業計画を変更しなければならず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権に関するリスク

当社は、第三者の特許権、商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士などを通じて調査する等、その権利を侵害しないよう留意するとともに、必要に応じて当社の知的財産権の登録等について申請することで、当該リスクの回避を検討しております。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性や当社の事業分野で第三者による知的財産権が成立する可能性があること等から、当社による第三者の知的財産権の侵害が生じる可能性は否定できず、仮に当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より、損害賠償請求、使用差し止め請求、ロイヤリティの支払い要求などが発生する可能性があります。その場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報・機密情報について

当社はその事業運営に際し、関係者の個人情報及び機密情報を少なからず保有しており、当社の個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が適用されます。そのため、当社では個人情報を取り扱う際の業務フローや社内体制を明確化し、個人情報管理に関する規程を制定しております。併せて役員及び従業員を対象とした社内教育を通じて、関連ルールの存在を周知徹底し、意識の向上を図り、2014年7月にプライバシーマークを取得し、2019年3月にISMS認証を取得しております。

しかしながら、個人情報が当社の関係者や業務提携先の故意又は過失により、外部へ流出もしくは悪用される事態が発生した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社並びに運営サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新規事業について

当社は今後も、積極的に新サービスもしくは新規事業に取り組んで参りますが、これによりシステムへの先行投資や、広告宣伝費等に追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、展開した新領域での新規事業の拡大・成長が当初の予定どおりに進まない場合、投資を回収できず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 組織体制に関するリスク

#### 人材について

当社は、小規模組織であり、現状、内部管理体制もこの規模に応じたものになっておりますが、今後、事業拡大に伴い、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員の育成に取り組み、人員の増強を進め、内部管理体制の一層の拡充を図る方針であります。しかしながら、優秀な人材をタイムリーに獲得することは容易ではないため、必要な人材を採用できない、あるいは採用が遅れた場合には、適切かつ十分な組織対応ができず、効率的な事業運営に支障をきたす可能性があります。また、各部署において相当数の従業員が、短期間のうちに退職した場合にも、当社の事業運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定の経営者への依存について

当社の代表取締役社長である佐川隼人は最高経営責任者であり、当社の経営方針や戦略の決定等、事業活動上重要な役割を担っております。佐川隼人に対し事業運営及び業務遂行において過度に依存しないように、経営体制の整備、権限移譲及び次代を担う人材の育成強化を進めておりますが、不測の事態により、佐川隼人が職務を遂行できなくなった場合、当社の事業推進及び業績に影響を受ける可能性があります。

#### 内部管理体制の強化について

当社では、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底して参りますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### (4) 法規制に関するリスク

#### 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)

「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では他人のID、パスワードの無断使用の禁止が定められており、アクセス管理者はアクセス制御機能が有効に動作するために必要な措置を講ずるよう努めることとされております。当社もこの法の趣旨に則り、必要な措置を講ずるよう努めておりますが、今後、アクセス管理者が必要な措置を講ずることについて、より重い法的義務を課すように法令の改正がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### EC事業者に対する法的規制等について

当社の顧客であるEC事業者の事業活動は「特定商取引に関する法律（特商法）」、「不当景品類及び不当表示防止法（景表法）」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」等の法令による規制やルールの対象となるため、今後、更なる法的義務が課された場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### その他

現在もインターネット及び電子商取引を取り巻く法的規制は、議論がなされている状態であり、今後、インターネット利用や関連するサービス及び事業者を規制対象とする法令等が制定された場合や、既存の法令等の適用解釈が明確になった場合に備え、迅速に行動できるように常に情報収集に努めております。

しかしながら、新たに制定された法律等に対応するためのコスト負担が重く、対応困難となるような場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があり、この場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### (5) その他のリスク

#### 株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、当社の業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権付与によるストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しております。当社は今後、新株予約権発行のほか、新株、新株予約権付社債等を発行する可能性があり、これらの発行及び行使により当社の1株当たりの株式価値に希薄化が生じる可能性があります。また、これらの行使による需給の変化が当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

#### 配当政策について

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、今後の配当政策が株価へ、株価が資金調達へ影響することで、最終的には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (業績等の概要)

##### (1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀の各種政策を背景に、雇用・所得環境の改善が続き、外需が弱含む中で内需が下支えする状況が続いておりますが、米中の貿易摩擦の深刻化や海外経済の減速などから景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の事業に関連する国内電子商取引市場は、「平成30年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によりますと、平成30年のBtoC-EC市場規模が前年比8.96%増の18.0兆円、BtoB-EC市場規模が前年比8.1%増の344.2兆円と堅調に推移しております。また、ECの普及率を示す指標であるEC化率（1）は、BtoC-ECで6.22%、BtoB-ECで30.2%と増加傾向にあることから、商取引の電子化が引き続き進展していくと見込めます。

このような経営環境のもと、当社では「ビジネスと暮らしを“てもなく”（2）する」という理念に基づき、ストック型のビジネスモデルをより普及させるべく、サブスクリプションビジネスに特化したBtoC事業者向けショッピングカートシステム「サブスクストア」及びBtoB事業者向けワンストップ受発注管理ツール「サブスクストアB2B」の機能向上に注力してまいりました。

当社の主力サービスである「たまごリピート」は、後継システムである「サブスクストア」の販売を強化したことから新規申込件数が減少するとともに解約が進み、サービス利用アカウント数は850件（前期比6.1%減）となりました。なお、同サービスはシステム連携を強化しており、それら新たなオプション収益が増加したことから、決済手数料収入を除いた売上高は、928,951千円（前期比24.1%増）となりました。

「サブスクストア」については、新たな機能の開発を積極的に進めるとともに、大規模かつ様々な運用を行うEC事業者のカスタマイズ等のニーズに応えるための体制を構築したことから、サービス利用アカウント数は133件（前期比269.4%増）、決済手数料収入を除いた売上高は、93,142千円（前期比853.1%増）となりました。

「サブスクストアB2B」や「ヒキアゲール」も含めた当社提供サービスの利用アカウント総数は1,021件（前期比1.5%増）となり、これらのサービスによる流通総額は、1,322億円（前期比10.8%増）となりました。

以上の結果、売上高は1,557,112千円（前期比25.0%増）となりました。

売上原価は、「サブスクストア」の保守などに伴うエンジニアの稼働により人件費配賦額が増加したことや、前期第2四半期累計期間まで「サブスクストア」の開発費が当該サービスの販売開始前であったために販売費及び一般管理費の研究開発費として計上していたことなどから、460,488千円（前期比56.5%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、長期的な成長のため人材採用を強化しており、人員の増加に伴い人件費が増加しております。また、「サブスクストア」のPR活動強化に伴う広告宣伝費の増加などから、販売費及び一般管理費は、813,179千円（前期比25.8%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、営業利益283,444千円（前期比6.9%減）、経常利益288,487千円（前期比10.8%減）、当期純利益195,353千円（前期比8.7%減）となりました。

なお、当社はEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

- 1 EC化率：BtoCの市場規模を分母、BtoC-EC市場規模を分子として算出した割合。
- 2 てもなく：古くからの日本語である「てもなく(手も無く)」は、「簡単に、たやすく」という意味。当社の社名の由来であり、「ビジネスと暮らしを"てもなく"する」は、当社の経営理念でもあります。

##### (2) キャッシュ・フロー

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ18,648千円増加し、1,680,145千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローについては、16,923千円の支出（前事業年度は148,750千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純利益288,605千円、法人税等の支払額171,677千円、売上債権の増加84,969千円などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローについては、49,997千円の支出(前事業年度は82,777千円の支出)となりました。これは主に自社サービスの追加開発に伴う無形固定資産の取得による支出65,428千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、85,569千円の収入(前事業年度は136,553千円の収入)となりました。これは主に長期借入れによる収入200,000千円、長期借入金の返済による支出127,503千円によるものであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社のサービス提供の実績は販売実績と一致しておりますので、受注実績に関しては「(3) 販売実績」をご参照ください。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	
	販売高(千円)	前期比(%)
たまごレポート	928,951	24.1
サブスクストア	93,142	853.1
サブスクストアB2B	1,156	
ヒキアゲール	24,727	49.1
決済手数料収入(注)2.	509,134	16.0
合計	1,557,112	25.0

- (注) 1. 当社の事業セグメントは、EC支援事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績を記載しております。
2. 決済手数料収入は、「たまごレポート」「サブスクストア」「サブスクストアB2B」の各サービスから発生したものでありますが、サービス別に区分することが困難なため、独立掲記しております。
3. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ゼウス	158,132	12.7		

4. 当事業年度においては、相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。
5. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## ( 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 )

経営者の視点による当社経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

## (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社の財務諸表の作成にあたり、決算日における資産・負債の報告数値、並びに報告期間における収益・費用の報告数値は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき、見積り及び判断を行う必要があります。経営者は、これらの見積りについての過去実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

## (2) 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、当社は、売上高、営業利益及び経常利益を重視しております。

当社は、「ビジネスと暮らしを“てもなく”する」という理念に基づき、ストック型のビジネスモデルをより普及させるべく、サブスクリプションビジネスに特化したBtoC事業者向けショッピングカートシステム「サブスクストア」及びBtoB事業者向けワンストップ受発注管理ツール「サブスクストアB2B」の機能向上に注力してまいりました。

これらの経営戦略等に基づく業績予想の達成状況は以下のとおりであります。

なお、経営成績等の分析につきましては、「(4) 経営成績の分析」に記載のとおりであります。

(単位：千円)

	売上高	営業利益	経常利益
業績予想(A)	1,700,004	321,019	344,451
実績(B)	1,557,112	283,444	288,487
増減額(C = B - A)	142,891	37,574	55,964
達成率(C ÷ A)	8.4%	11.7%	16.2%

また、当社は投資対効果を適切に図る観点から1人当たり売上高20,000千円、売上高営業利益率20%の指標により経営上の目標達成状況を判断しております。

これらの指標に基づく目標の達成状況は以下のとおりであります。

	指標
売上高(A)	(千円) 1,557,112
営業利益(B)	(千円) 283,444
平均正社員数(C)	(人) 80.6
1人当たり売上高(A ÷ C)	(千円) 19,321
売上高営業利益率(B ÷ A)	18.2%

### (3) 財政状態の分析

#### (資産)

当事業年度末における総資産の残高は、前事業年度末に比べて215,374千円増加し、2,260,247千円となりました。この主な要因は、売上の増加により売掛金が84,969千円増加したことや自社サービスの追加開発に伴い無形固定資産が60,881千円増加したことなどによるものであります。

#### (負債)

当事業年度末における負債の残高は、前事業年度末に比べて4,258千円増加し、731,841千円となりました。この主な要因は、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が72,497千円増加したこと、買掛金が51,385千円増加したこと及び未払法人税等が74,307千円減少したことなどによるものであります。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べて211,115千円増加し、1,528,406千円となりました。この主な要因は、繰越利益剰余金が195,353千円増加したことなどによるものであります。

### (4) 経営成績の分析

#### (売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べて311,641千円増加し、1,557,112千円(前期比25.0%増)となりました。

売上高の分析につきましては、「(業績等の概要) (1) 業績」をご参照ください。

#### (売上原価、売上総利益)

売上原価は、前事業年度に比べて166,168千円増加し460,488千円(前期比56.5%増)となりました。売上原価は、「サブスクストア」の保守などに伴うエンジニアの稼働により人件費配賦額が増加したことや、前期第2四半期累計期間まで「サブスクストア」の開発費が当該サービスの販売開始前であったために販売費及び一般管理費の研究開発費として計上していたことなどから増加しております。

以上の結果、売上総利益は前事業年度に比べて145,473千円増加し、1,096,624千円(前期比15.3%増)となりました。

#### (販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益)

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べて166,579千円増加し、813,179千円(前期比25.8%増)となりました。主たる要因としては、長期的な成長のため人材採用を強化しており、人員の増加に伴い人件費が増加したことや、「サブスクストア」のPR活動強化に伴う広告宣伝費の増加したことなどの一般管理費の増加によるものであります。

以上の結果、営業利益は前事業年度に比べて21,106千円減少し、283,444千円(前期比6.9%減)となりました。

経常利益は、営業外収益を25,055千円(前期比24.7%増)、営業外費用を20,012千円(前期比1,690.8%増)計上した結果、前事業年度に比べて35,045千円減少し、288,487千円(前期比10.8%減)となりました。

#### (当期純利益)

法人税、住民税及び事業税を97,637千円、法人税等調整額を 4,385千円計上しております。

この結果、当期純利益は前事業年度に比べて18,697千円減少し、195,353千円(前期比8.7%減)となりました。

(5) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(業績等の概要) (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社は、事業運営上、必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の主な資金需要は、システム開発等に係る人件費、サービスサポートに係る人件費、新規事業の拡大に係る人件費であります。これらの資金需要につきましては、自己資金によることを基本としておりますが、必要に応じて銀行借入で調達する方針であります。

なお、現在、支出が予定されている重要な資本的支出はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりですが、今後収益を拡大するためには、既存の事業のさらなる拡大、知名度向上のための広報活動の展開、新規事業及び新サービスの開発が必要であると認識しております。

そのためには、優秀な人材の確保や組織体制の整備を引き続き行い、これらの課題に対して最善の事業戦略を立案するよう、努めていく所存であります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社は、「ビジネスと暮らしを"でもなく"する」という経営理念のもと、経営理念実現のために研究開発活動を行っております。

当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりませんが、研究開発活動は、開発グループが主体となり活動を行っております。

当社の主たる研究開発活動には、既存アプリケーションソフトウェアのバージョンアップと新たな技術・サービスを提供するための研究開発活動があります。

当事業年度においては、BtoB事業者向けワンストップ受発注管理ツール「サブスクストアB2B」に関する研究開発活動を行っており、2019年4月に「サブスクストアB2B」を販売開始しております。

なお、当事業年度における研究開発費の総額は、30,607千円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、自社サービスの追加開発を目的とした設備等投資を実施しております。なお、有形固定資産ほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度において実施した設備投資の総額は73,167千円であり、その主なものは自社サービスの追加開発に係るソフトウェア投資65,428千円であります。

なお、当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

2019年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都渋谷区)	EC支援事業	本社機能	36,026	12,887	63,506	112,420	86(6)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 本社の建物は賃借しており、年間賃料は、77,346千円であります。  
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年12月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,994,904	11,097,568	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1、2
計	10,994,904	11,097,568		

- (注) 1. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。  
 2. 単元株数は100株であります。  
 3. 「提出日現在発行数」には、2019年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。  
 4. 2019年4月12日をもって、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2015年9月15日 臨時株主総会決議）

決議年月日	2015年9月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 7
新株予約権の数（個）	17,348 [ 8,348 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 138,784 [ 66,784 ] (注) 1、7、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	75(注) 2、7、8
新株予約権の行使期間	2017年9月16日～2025年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 75(注) 2、7 資本組入額 37.5(注) 2、7、8
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2019年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、8株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。

新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日と2017年9月16日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）以降、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下、「割当数」という。）の3分の1を行使可能な上限数とする。また、権利行使開始日から起算して1年が経過した日から割当数の3分の2を、権利行使開始日から起算して2年が経過した日から割当数の3分の3、すなわちすべてを行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の

行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

6. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 2018年2月7日の当社取締役会の決議に基づき、2018年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております
8. 2018年8月7日の当社取締役会の決議に基づき、2018年10月1日付をもって普通株式1株を4株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2016年9月13日 臨時株主総会決議）

決議年月日	2016年9月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 17
新株予約権の数（個）	19,510 [17,177] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 156,080 [137,416] (注) 1、7、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	75(注) 2、7、8
新株予約権の行使期間	2018年9月14日～2026年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 75(注) 2、7 資本組入額 37.5(注) 2、7、8
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2019年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、8株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3．新株予約権の行使条件

権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。

新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日と2018年9月14日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）以降、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下、「割当数」という。）の3分の1を行使可能な上限数とする。また、権利行使開始日から起算して1年が経過した日から割当数の3分の2を、権利行使開始日から起算して2年が経過した日から割当数の3分の3、すなわちすべてを行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
5. 新株予約権の取得条項  
新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。  
以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。  
（ ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
（ ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案  
（ ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案  
当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
6. 端数の取扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
7. 2018年2月7日の当社取締役会の決議に基づき、2018年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 2018年8月7日の当社取締役会の決議に基づき、2018年10月1日付をもって普通株式1株を4株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（2016年9月13日 臨時株主総会決議）

決議年月日	2016年9月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 3
新株予約権の数（個）	24,540 [ 23,040 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 196,320 [ 184,320 ] (注) 1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）	75(注) 2、3、8、9
新株予約権の行使期間	2018年1月1日～2021年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 75(注) 2、3、8 資本組入額 37.5(注) 2、3、8、9
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2019年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、8株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 行使価格の調整

(1) 新株予約権の割当日後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

なお、次の算式において「既発行普通株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求

権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(2) ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(2) ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{[\text{調整前行使価格} - \text{調整後行使価格}] \times \text{調整前行使価格により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価格}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、当社が上場している場合、調整後の行使価額を適用する日（ただし、(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日（取引所において売買立会が行われる日をいう。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(2) の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 3. に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、(2) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 4. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、下記のいずれかの業績を達成した場合に新株予約権を行使することができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき概念に重要な変更があった場合には、下記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

2017年9月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、2016年

9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30%を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、新株予約権者は、下記に定めるそれぞれの予算達成割合のうち低い方の達成割合に応じて、新株予約権行使可能数を調整する。予算達成割合が100%の場合に上限個数の80%を行使可能とし、同様に、予算達成割合が80%の場合に上限個数の60%、予算達成割合が70%の場合に上限個数の50%を行使可能とする。予算達成割合が70%未満の場合は、新株予約権の行使可能数は0個とする。

2018年9月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、2016年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30%を上限に新株予約権を行使できる。ただし売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、(1)と同様に行使可能数を調整する。

2019年9月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、2016年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の40%を上限に新株予約権を行使できる。ただし売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、(1)と同様に行使可能数を調整する。

- (2)新株予約権の質入れその他の処分をすることはできない。
- (3)新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人はその権利を行使することができない。
- (4)新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6)権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- (7)当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。

5. 当社が他社と吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割その他の組織再編（以下、「組織再編行為」という。但し、株式移転及び株式交換は除く。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## 6. 新株予約権の取得条項

- (1)吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、件新株予約権が承継されないこととなった場合、新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2)新株予約権を行使する前に、4. に定める規定により新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は

新株予約権を無償で取得することができる。

7. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

8. 2018年2月7日の当社取締役会の決議に基づき、2018年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

9. 2018年8月7日の当社取締役会の決議に基づき、2018年10月1日付をもって普通株式1株を4株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第4回新株予約権（2017年12月6日 取締役会決議）

決議年月日	2017年12月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 47
新株予約権の数（個）	62 [ 61 ] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 49,600 [ 48,800 ] (注) 1、2、7、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	773(注) 2、7、8
新株予約権の行使期間	2020年1月10日～2025年1月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 773(注) 2、7 資本組入額 386.5(注) 2、7、8
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2019年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、800株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3．新株予約権の行使条件

権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日と2020年1月10日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）以降、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数（以下、「割当数」という。）の3分の1を行使可能な上限数とする。また、権利行使開始日から起算して1年が経過した日から割当数の3分の2を、権利行使開始日から起算して2年が経過した日から割当数の3分の3、すなわちすべてを行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位もなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該新株予約権の権利行使を認めない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合)、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

( ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

( ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

6. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 2018年2月7日の当社取締役会の決議に基づき、2018年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 2018年8月7日の当社取締役会の決議に基づき、2018年10月1日付をもって普通株式1株を4株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年9月15日 (注)1	999,000	1,000,000		10,000		
2015年9月30日 (注)2	35,000	1,035,000	10,500	20,500	10,500	10,500
2017年4月5日 (注)3	240,000	1,275,000	281,520	302,020	281,520	292,020
2017年5月10日 (注)4	43,300	1,318,300	50,790	352,810	50,790	342,810
2018年1月1日～ 2018年3月31日 (注)5	21,960	1,340,260	6,721	359,532	6,721	349,532
2018年4月1日 (注)6	1,340,260	2,680,520		359,532		349,532
2018年7月1日～ 2018年9月30日 (注)7	24,630	2,705,150	3,694	363,227	3,694	353,227
2018年10月1日 (注)8	8,115,450	10,820,600		363,227		353,227
2018年12月1日～ 2019年9月30日 (注)9	174,304	10,994,904	6,586	369,813	6,586	359,813

(注) 1. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

2. 有償第三者割当 発行価格600円 資本組入額300円

主な割当先 個人1名、(株)ファインドスター、他3社

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,550円

引受価額 2,346円

資本組入額 1,173円

払込金総額 563,040千円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 2,346円

資本組入額 1,173円

割当先 S M B C 日興証券(株)

5. 新株予約権の権利行使による増加であります。

6. 株式分割(1:2)によるものであります。

7. 新株予約権の権利行使による増加であります。

8. 株式分割(1:4)によるものであります。

9. 新株予約権の権利行使による増加であります。

10. 2019年10月1日から2019年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が102,664株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,884千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		14	28	26	21	8	3,076	3,173	
所有株式数(単元)		25,100	2,645	42,390	5,236	18	34,534	109,923	2,604
所有株式数の割合(%)		22.83	2.41	38.56	4.76	0.02	31.42	100.00	

- (注) 1. 自己株式792株は、「個人その他」に7単元、「単元未満株式の状況」に92株含まれております。  
 2. 当社は、2018年10月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社gatz	東京都渋谷区神宮前6丁目28番9号 東武ビル6階	4,108,000	37.37
佐川 隼人	東京都品川区	2,537,600	23.08
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K (東京都港区6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー)	417,079	3.79
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海トリトンスクエアタワーZ	324,600	2.95
中野 賀通	埼玉県川口市	223,200	2.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	93,200	0.85
鈴木 隆廉	千葉県千葉市中央区	92,000	0.84
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	81,515	0.74
株式会社ファインドスター	東京都千代田区神田三崎町1丁目4番17号	73,600	0.67
須田 忠雄	群馬県桐生市	65,500	0.60
計		8,016,294	72.91

- (注) 1. 株式会社SMBC信託銀行、資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)及び、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係るものであります。  
 2. 大株主について、テモナ株式会社(発行会社)として実質所有を確認できた佐川隼人の所有株式数については、信託財産等を合算(名寄せ)して表示しておりますが、その他については、株主名簿の記載通りに記載しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,991,600	109,916	(注) 1、2
単元未満株式	普通株式 2,604		
発行済株式総数	10,994,904		
総株主の議決権		109,916	

- (注) 1. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。  
 2. 単元株数は100株であります。  
 3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式92株が含まれております。

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) テモナ株式会社	東京都渋谷区渋谷2丁目12番 19号	700		700	0.0
計		700		700	0.0

(注) 当社は、上記のほか、単元未満の自己株式を92株所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他( )				
保有自己株式数	792		792	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において、配当実施の可能性及び実施時期につきましては未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合、期末配当の年1回を基本としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性を高めるため、的確な意思決定・業務執行・監督が機能する経営体制を構築し、企業価値向上を目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

また、社会的信頼に応え、誠実な企業運営を行い、持続的な成長及び発展を遂げることが重要であると考え、更なるコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

当社は支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では、監査役制度を採用するとともに、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置し、指名・報酬委員会に相当する任意の委員会として評価委員会を設置することにより、経営の透明性を高めるとともに、機動的な意思決定を確保できる経営管理体制を構築しております。また、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役会による選任及び代表取締役社長の指揮命令の下で、業務執行を行っております。

#### イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

なお、取締役会の提出日現在の構成員は、佐川隼人、中野賀通、小林靖弘（社外取締役）、内藤真一郎（社外取締役）であります。また、議長は、佐川隼人（代表取締役社長）であります。

#### ロ．監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、3名が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と適宜情報交換や意見交換を行うなど連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

なお、監査役会の提出日現在の構成員は、岡田理（社外監査役）、五十嵐紀代（社外監査役）、高松悟（社外監査役）であります。また、議長は、岡田理（常勤監査役）であります。

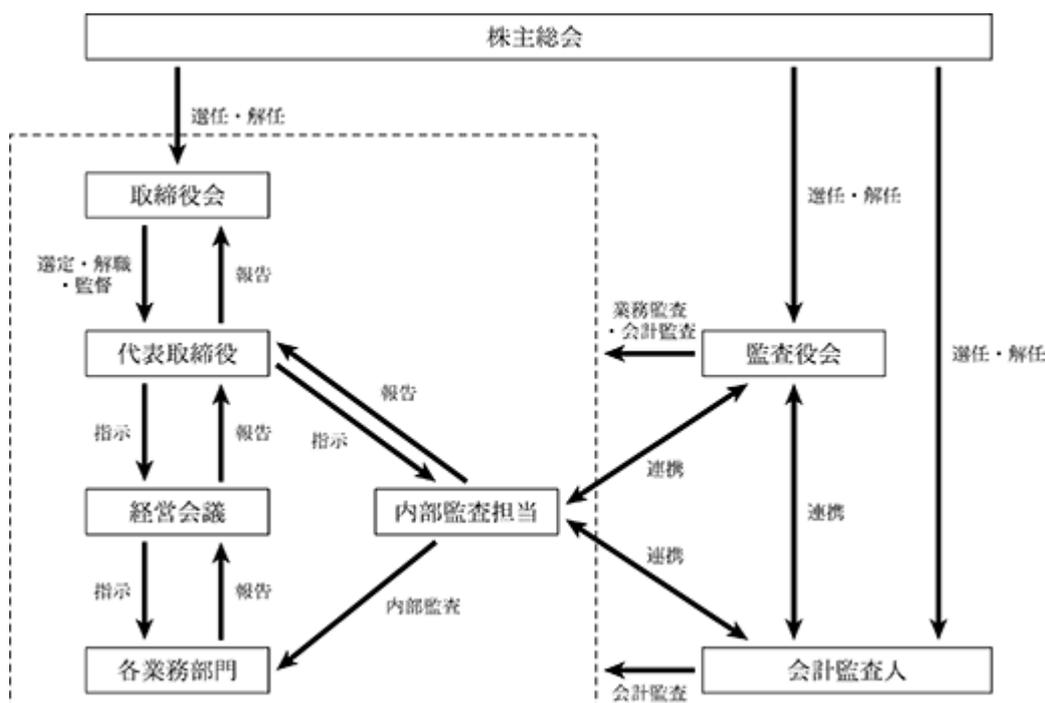
#### ハ．評価委員会

当社は、指名・報酬委員会に相当する任意の委員会として評価委員会を設置しております。評価委員会は、企業統治の健全性と透明性を確保するために、取締役及び執行役員の指名・報酬にかかる事項の審議を行い、取締役会に対して、その意見を答申しております。

なお、評価委員会の提出日現在の構成員は、内藤真一郎（社外取締役）、小林靖弘（社外取締役）、岡田理（社外監査役）、五十嵐紀代（社外監査役）、高松悟（社外監査役）であります。また、議長は、内藤真一郎であります。

## 二．コーポレート・ガバナンス体制

当社は、以下のコーポレート・ガバナンス体制により、経営への監視機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考え、採用しております。



### 企業統治に関するその他の事項

#### イ．内部統制システムの整備状況

当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

##### a 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンス規程を定める。
- (b) 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- (c) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- (d) 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、社内通報制度を設ける。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
- (e) 内部監査担当者は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

##### b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- (c) 主管部署及び文書保管部署は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的な改善活動を行う。
- (d) 内部監査担当者は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理の全体最適を図るため、内部監査担当者は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
  - (b) 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定めるとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
  - (c) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。
  - (d) 本項の(b)、(c)のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
  - (e) 内部監査担当者は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - (b) 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として毎週開催する。
  - (c) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
  - (d) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
  - (e) 内部監査担当者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。
- e 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
  - (b) 内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
  - (c) 実際の作業等は、企業会計基準その他関連法規に従って実施する。
- f 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等
- (a) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議して設置することとする。
  - (b) 監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は、監査役と協議して行う。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
  - (b) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
  - (c) 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- h その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
  - (b) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿った業務を行うことで、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、事業運営上発生する様々な法的リスクに対処すべく、弁護士と顧問契約を締結することで多面的にアドバイスを受け、リスク軽減に努めております。

ハ．取締役及び監査役の員数

当社の取締役は5名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

二．取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会の決議によって行っております。なお取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ホ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ．中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ト．自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

チ．責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役の全員と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、月額報酬の2年分の合計金額または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	佐川 隼人	1980年1月29日生	2000年8月 平成コンピュータ㈱入社 2007年10月 グローバルデベロッパーズジャパン ㈱取締役 2008年6月 ZUTTO㈱取締役 2008年10月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2016年3月 ㈱gatz 代表取締役(現任) 2018年12月 一般社団法人日本サブスクリプション ビジネス振興会代表理事(現任) 2019年10月 テモラボ㈱取締役(現任)	(注)4	6,645,600 (注)7
取締役 CTO	中野 賀通	1985年1月10日生	2007年4月 ㈱エイジア入社 2015年1月 当社入社 2015年9月 当社取締役CTO(現任) 2019年9月 ㈱ハンズオン代表取締役(現任) 2019年10月 テモラボ㈱代表取締役(現任)	(注)4	223,200
取締役	小林 靖弘	1969年5月28日生	1992年4月 ㈱リクルート入社 1999年4月 ㈱MTI入社 2000年12月 ㈱ハイジ(現アクセルマーク㈱)取締 役 2002年10月 アクセルマーク㈱代表取締役 2012年1月 ㈱コバ代表取締役(現任) 2016年9月 当社取締役(現任) 2017年5月 ㈱MMB代表取締役(現任)	(注)4	24,000 (注)8
取締役	内藤 真一郎	1967年6月13日生	1991年4月 ㈱リクルート人材センター(現㈱リ クルートキャリア)入社 1994年10月 ㈱日本リモデル入社 1995年12月 ベルソン・アンド・ベルソンエン ターテイメント(株)(現㈱ベルソン) 設立取締役 1998年7月 ㈱アレスト(現㈱ファインドス ター)代表取締役 2009年7月 ㈱MDK代表取締役(現任) 2015年9月 スターアセットコンサルティング㈱ 代表取締役(現任) 2015年11月 ㈱ファインドスターグループ設立代 表取締役(現任) 2016年3月 ㈱ビジョン取締役(現任) 2018年12月 当社取締役(現任)	(注)4	
常勤監査役	岡田 理	1954年12月27日生	1979年4月 日立建機㈱入社 2004年10月 同社営業統括本部サービス事業部長 2010年4月 同社人材開発センタ長 2012年4月 同社執行役経営管理本部長 2013年6月 同社取締役監査委員長 2019年12月 当社監査役(現任)	(注)5	
監査役	五十嵐 紀代	1970年2月15日生	1992年4月 ㈱電通国際情報サービス入社 2001年10月 弁護士登録 " 岡村総合法律事務所入所 2010年10月 森川法律事務所代表(現任) 2014年12月 ㈱東陽テクニカ監査役(現任) 2015年9月 当社監査役(現任)	(注)6	
監査役	高松 悟	1970年12月17日生	1994年4月 ㈱千趣会入社 1998年10月 中央青山監査法人入社 2001年2月 新創税理士法人・新創監査法人・新 創コンサルティング㈱入社 2006年2月 野村證券㈱入社 2007年9月 高松公認会計士・税理士事務所代表 (現任) 2016年9月 当社監査役(現任)	(注)6	
計					6,892,800

- (注) 1. 取締役小林靖弘及び内藤真一郎は、社外取締役であります。
2. 監査役岡田理、五十嵐紀代、高松悟は、社外監査役であります。
3. 当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行をはかるために、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名であり、細田和宏、本田渉、沖崎真悟、重井孝之であります。
4. 2019年12月20日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2019年12月20日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 2016年12月15日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 代表取締役社長佐川隼人の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社gatzが保有する株式数も含んでおります。
8. 取締役小林靖弘の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社コバが保有する株式数も含んでおります。

#### 社外役員の状況

当社は社外取締役を2名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役である小林靖弘氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験があり、その経験から社外取締役としての経営監督とともに当社の成長にとって示唆に富む助言もいただいております。なお、小林靖弘氏の資産管理会社である株式会社コバは、本書提出日現在、当社株式を24,000株保有しております。それ以外に、小林靖弘氏と当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係及びその他利害関係はありません。

社外取締役である内藤真一郎氏は、WEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。独立した立場から経営の監督と助言をいただくことによりコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくべく、社外取締役に選任しております。

社外監査役は岡田理氏、五十嵐紀代氏、高松悟氏の3名であり、いずれも当社との人的関係、資本的关系、取引関係及びその他利害関係はなく、高い独立性を確保していると考えております。客観的、専門的な立場から当社の経営や業務全般に対して意見及び助言を得ることで、取締役会の意思決定及び業務執行の適正性を確保していると考えております。なお、監査役高松悟氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資するものを選任することとしております。これらの社外取締役、社外監査役と当社の間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、独立役員として指定しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査部門との関係

社外取締役は、当社の業務を執行することなく、原則として月1回開催される取締役会において、企業統治等の観点から客観的な意見の陳述や助言を行うことにより、業務の執行を監督しております。

監査役及び監査役会は、社外取締役と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うなどの連携を通じて、監査の実効性の確保に努めております。

また、会計監査人及び内部監査担当者とも定期的に会合を持ち、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、実質的かつ効率的な監査の実施に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、監査役制度を採用しており、提出日現在におけるその員数は3名（うち、社外監査役3名）であり、うち、1名が常勤の監査役であります。

2019年度における監査役会は16回開催され、監査役の平均出席率は100%となっております。

監査役は取締役会に出席するとともに、監査計画を策定し、内部統制システムの整備、運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。契約書及び各種申請書等、重要な書類の閲覧等を通じ、業務監査を行っております。また取締役会以外にも、当社が開催する会議（経営会議等）の何れにも、任意で参加することができ、特に常勤監査役は、経営会議に原則として参加するなど、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

また、会計監査人や内部監査担当者とも定期的に会合を持ち、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、実質的かつ効率的な監査の実施に努めております。

内部監査の状況

内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査担当者2名が計画的に実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。被監査部門に対して監査結果の報告及び改善事項の指摘及び指導を実施し、改善事項に対し改善期日を設け、状況の報告をさせることで実効性の高い監査を実施しております。

内部監査担当者が策定する内部監査計画は、監査役と連携を取りながら策定をしております。双方が連携した監査体制の実現に向け、日々の業務監査から情報共有を実施しております。また、会計監査人との連携についても定期的に会合を設けており、監査実施状況について報告、説明を受け、必要に応じて情報交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

なお、同監査法人及びその業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員	業務執行社員	飯畑 史郎
指定有限責任社員	業務執行社員	野水 善之

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他7名で構成されております。継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査人の選定は、会計監査人の職務執行状況、監査実施体制、独立性、監査報酬見積額などが適切であるかについて確認を行い判断しております。また、会計監査人の職務執行状況、監査実施体制、独立性、監査報酬見積額などの観点から会計監査人が監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人の選定方針に基づき行い、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選定することは相当であると判断しております。

監査報酬の内容等)

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
14,500		16,500	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案し、当社と監査公認会計士等との協議の上で、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施体制、監査報酬見積額の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等の額は、固定報酬と業績連動報酬で構成されております。業績連動報酬は、2019年12月20日開催の第11期定時株主総会において承認可決され、長期業績目標の達成に応じて信託を通じて当社株式が交付される株式報酬制度であります。

取締役の固定報酬については、社外役員から構成される評価委員会を設置しており、同委員会において報酬等を審議し、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で監査役会にて決定しております。

なお、固定報酬に関する株主総会の決議年月日及び報酬限度額は以下のとおりであり、有価証券報告書提出日現在の取締役は4名、監査役は3名であります。

役員報酬限度額 取締役 年額 500,000千円（2015年9月15日の臨時株主総会で決議）

監査役 年額 15,000千円（2017年12月22日の定時株主総会で決議）

また、上記報酬とは別枠で、2019年12月20日開催の定時株主総会を経て、当社取締役（社外取締役を除く）を対象とした業績連動報酬を導入しております。当該業績連動報酬の対象となる取締役は、有価証券報告書提出日現在2名であります。

a．業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能することを目的として決定しております。なお、社外役員の報酬は固定報酬のみになります。

b．業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬に係る指標は、下記長期業績目標のとおりであり、当該指標を選択した理由は、当社の持続的な成長に向けたインセンティブとして、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。なお、業績連動報酬額の決定は、業績目標の達成度等に応じて決定いたします。

長期業績目標は売上高及び営業利益の達成として4段階に分けて設定しています。

- ・売上高50億円及び営業利益10億円の達成
- ・売上高100億円及び営業利益20億円の達成
- ・売上高150億円及び営業利益30億円の達成
- ・売上高200億円及び営業利益40億円の達成

c．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

役職ごとの方針の定めはありません。

d．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬制度及び水準並びに報酬額等であります。

e．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続きの概要

指名・報酬委員会に相当する任意の委員会として社外役員から構成される評価委員会を設置しており、同委員会において役員の報酬等の額を審議し、取締役会に対して、その意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐しています。

f．役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び委員会等の活動内容

評価委員会は、2019年5月に設置しております。そのため、当事業年度の役員の報酬等の額の決定は、取締役会において社外役員を含む全役員での協議に基づき算出し、取締役会で決議しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	45,200	45,200			3
監査役 (社外監査役を除く)					
社外役員	13,050	13,050			5
社外取締役	5,250	5,250			2
社外監査役	7,800	7,800			3

(注) 取締役の報酬等の総額には、2019年12月20日開催の第11期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益獲得を目的とした株式投資を「純投資目的である投資株式」とし、業務提携又は協力関係の構築、及び株式の相互持合い等を通して中長期的な企業価値の向上等に資すると判断し保有する「純投資目的以外の目的である投資株式」と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の目的で、政策保有株式として、取引先の株式を保有することが出来るものとしております。

保有の適否に関しては、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用は無いかな等の観点で、取締役会による検証を適宜行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	52,250
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	2,250	良好かつ安定した関係の構築
非上場株式以外の株式			

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,661,496	1,680,145
売掛金	75,364	160,334
仕掛品		198
前払費用	61,727	112,835
その他	103	764
貸倒引当金	386	198
流動資産合計	1,798,305	1,954,079
固定資産		
有形固定資産		
建物	43,019	43,019
減価償却累計額	2,537	6,993
建物（純額）	40,482	36,026
工具、器具及び備品	25,030	32,441
減価償却累計額	11,047	19,554
工具、器具及び備品（純額）	13,982	12,887
有形固定資産合計	54,465	48,914
無形固定資産		
ソフトウェア	2,624	63,506
無形固定資産合計	2,624	63,506
投資その他の資産		
投資有価証券	50,000	52,250
敷金及び保証金	61,871	59,506
繰延税金資産	77,604	81,990
その他		359
貸倒引当金		359
投資その他の資産合計	189,476	193,746
固定資産合計	246,567	306,167
資産合計	2,044,872	2,260,247

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	22,078	73,463
1年内返済予定の長期借入金	127,503	133,389
未払金	114,624	62,045
未払費用	12,300	10,401
未払法人税等	101,703	27,396
前受金	100,612	110,372
預り金	17,809	17,221
流動負債合計	496,632	434,289
固定負債		
長期借入金	230,007	296,618
ポイント引当金	943	934
固定負債合計	230,950	297,552
負債合計	727,582	731,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	363,227	369,813
資本剰余金		
資本準備金	353,227	359,813
資本剰余金合計	353,227	359,813
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	596,754	792,107
利益剰余金合計	596,754	792,107
自己株式	683	683
株主資本合計	1,312,524	1,521,051
新株予約権	4,765	7,354
純資産合計	1,317,290	1,528,406
負債純資産合計	2,044,872	2,260,247

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上高	1,245,471	1,557,112
売上原価	294,319	460,488
売上総利益	951,151	1,096,624
販売費及び一般管理費	1、 2 646,600	1、 2 813,179
営業利益	304,550	283,444
営業外収益		
受取利息	14	15
受取配当金	0	150
受取保険金	19,943	24,603
その他	141	286
営業外収益合計	20,099	25,055
営業外費用		
支払利息	1,114	1,266
支払手数料	1	18,736
その他	1	8
営業外費用合計	1,117	20,012
経常利益	323,532	288,487
特別利益		
投資有価証券売却益	17,556	
新株予約権戻入益		118
特別利益合計	17,556	118
特別損失		
固定資産除却損	3 4,863	
特別損失合計	4,863	
税引前当期純利益	336,225	288,605
法人税、住民税及び事業税	152,995	97,637
法人税等調整額	30,820	4,385
法人税等合計	122,175	93,252
当期純利益	214,050	195,353

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	44,756	15.2	103,820	19.7
経費		249,563	84.8	422,295	80.3
当期総費用		294,319	100.0	526,116	100.0
期首仕掛品棚卸高					
合計		294,319		526,116	
期末仕掛品棚卸高				198	
他勘定振替高	2			65,428	
当期売上原価		294,319		460,488	

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払手数料	30,177	149,020
紹介料	84,522	84,522
外注費	29,036	70,994
通信費	55,441	58,930

2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア		65,428

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	352,810	342,810	342,810	382,703	382,703		1,078,325
当期変動額							
新株の発行	10,416	10,416	10,416				20,832
当期純利益				214,050	214,050		214,050
自己株式の取得						683	683
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	10,416	10,416	10,416	214,050	214,050	683	234,199
当期末残高	363,227	353,227	353,227	596,754	596,754	683	1,312,524

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,627	1,079,952
当期変動額		
新株の発行		20,832
当期純利益		214,050
自己株式の取得		683
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	3,138	3,138
当期変動額合計	3,138	237,337
当期末残高	4,765	1,317,290

当事業年度(自 2018年10月 1 日 至 2019年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	363,227	353,227	353,227	596,754	596,754	683	1,312,524
当期変動額							
新株の発行	6,586	6,586	6,586				13,173
当期純利益				195,353	195,353		195,353
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	6,586	6,586	6,586	195,353	195,353		208,526
当期末残高	369,813	359,813	359,813	792,107	792,107	683	1,521,051

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	4,765	1,317,290
当期変動額		
新株の発行		13,173
当期純利益		195,353
自己株式の取得		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,589	2,589
当期変動額合計	2,589	211,115
当期末残高	7,354	1,528,406

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	336,225	288,605
減価償却費	10,964	17,837
株式報酬費用	3,405	2,807
受取利息及び受取配当金	14	165
支払利息	1,114	1,266
投資有価証券売却損益(は益)	17,556	
固定資産除却損	4,863	
受取保険金	19,943	24,603
売上債権の増減額(は増加)	9,974	84,969
前払費用の増減額(は増加)	21,874	51,041
仕入債務の増減額(は減少)	10,965	51,385
未払金の増減額(は減少)	13,253	53,395
前受金の増減額(は減少)	6,428	9,759
その他	8,728	1,564
小計	291,799	155,922
利息及び配当金の受取額	2,359	165
利息の支払額	1,100	1,334
法人税等の支払額	144,308	171,677
営業活動によるキャッシュ・フロー	148,750	16,923
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	57,576	6,922
無形固定資産の取得による支出		65,428
投資有価証券の取得による支出	50,000	2,250
投資有価証券の売却による収入	18,956	
保険積立金の解約による収入	41,538	24,603
敷金及び保証金の差入による支出	35,813	
その他	117	
投資活動によるキャッシュ・フロー	82,777	49,997
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	200,000	200,000
長期借入金の返済による支出	83,328	127,503
新株予約権の行使による株式の発行による収入	20,565	13,072
その他	683	
財務活動によるキャッシュ・フロー	136,553	85,569
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	202,526	18,648
現金及び現金同等物の期首残高	1,458,970	1,661,496
現金及び現金同等物の期末残高	1,661,496	1,680,145

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 4～8年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) ポイント引当金

ポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

##### (未適用の会計基準等)

##### (収益認識に関する会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

##### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

##### (2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の「繰延税金資産」6,695千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」77,604千円に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「自動販売機収入」は、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含め表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」に表示していた「自動販売機収入」141千円は、「その他」141千円として組み替えております。

また、前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、「営業外費用」の「その他」に表示していた2千円は、「支払手数料」1千円、「その他」1千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「前払費用の増減額(は増加)」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。また、区分掲記していた「未払費用の増減額(は減少)」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「未払費用の増減額(は減少)」6,208千円、「その他」19,354千円は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払費用の増減額(は増加)」21,874千円、「その他」8,728千円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「出資金の売却による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「出資金の売却による収入」30千円、「その他」87千円は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」117千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30%、当事業年度45%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70%、当事業年度55%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
役員報酬	52,600千円	58,250千円
給料及び手当	147,578	323,554
減価償却費	9,248	14,100
採用費	58,359	45,160
支払手数料	55,992	64,644
貸倒引当金繰入額	24	293
ポイント引当金繰入額	69	9

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
	51,260千円	30,607千円

- 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
建物	4,774千円	千円
工具、器具及び備品	88	
計	4,863	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	1,318,300	1,386,850		2,705,150
合計	1,318,300	1,386,850		2,705,150

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,386,850株は、新株予約権の行使による増加46,590株、2018年4月1日の株式分割(1:2)による増加1,340,260株であります。

2. 自己株式に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)		198		198

(注) 普通株式の自己株式数の増加198株は、単元未満株式の買取り請求による増加99株、2018年4月1日の株式分割(1:2)による増加99株であります。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						4,765
合計							4,765

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	2,705,150	8,289,754		10,994,904
合計	2,705,150	8,289,754		10,994,904

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加8,289,754株は、新株予約権の行使による増加174,304株、2018年10月1日の株式分割(1:4)による増加8,115,450株であります。

2. 自己株式に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)	198	594		792

(注) 普通株式の自己株式数の増加594株は、2018年10月1日の株式分割(1:4)による増加594株であります。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						7,354
合計							7,354

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	1,661,496千円	1,680,145千円
現金及び現金同等物	1,661,496	1,680,145

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
1年内	39,244	39,244
1年超		
合計	39,244	39,244

(金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入等で調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

業務上の関係を有する企業の株式は、定期的に時価や発行体の財政状況などを把握し、保有状況を継続的に見直しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰り計画を更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前事業年度(2018年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,661,496	1,661,496	
(2) 売掛金	75,364	75,364	
(3) 敷金及び保証金	61,871	56,678	5,193
資産計	1,798,733	1,793,539	5,193
(1) 買掛金	22,078	22,078	
(2) 未払金	114,624	114,624	
(3) 未払費用	12,300	12,300	
(4) 未払法人税等	101,703	101,703	
(5) 預り金	17,809	17,809	
(6) 長期借入金(*)	357,510	357,452	57
負債計	626,026	625,969	57

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度(2019年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,680,145	1,680,145	
(2) 売掛金	160,334	160,334	
(3) 敷金及び保証金	59,506	56,718	2,787
資産計	1,899,985	1,897,198	2,787
(1) 買掛金	73,463	73,463	
(2) 未払金	62,045	62,045	
(3) 未払費用	10,401	10,401	
(4) 未払法人税等	27,396	27,396	
(5) 預り金	17,221	17,221	
(6) 長期借入金(*)	430,007	431,119	1,112
負債計	620,535	621,647	1,112

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
投資有価証券(非上場株式)	50,000	52,250

投資有価証券(非上場株式)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2018年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,661,496			
売掛金	75,364			
敷金及び保証金		61,871		
合計	1,736,861	61,871		

当事業年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,680,145			
売掛金	160,334			
敷金及び保証金		59,506		
合計	1,840,479	59,506		

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額  
 前事業年度(2018年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	127,503	93,393	59,972	40,008	36,634	
合計	127,503	93,393	59,972	40,008	36,634	

当事業年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	133,389	99,968	80,004	76,630	40,016	
合計	133,389	99,968	80,004	76,630	40,016	

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2018年9月30日)

非上場株式(貸借対照表計上額は、投資有価証券50,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2019年9月30日)

非上場株式(貸借対照表計上額は、投資有価証券52,250千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	18,956	17,556	

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	3,405千円	2,807千円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	千円	118千円

## 3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 7名	当社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 592,000株	普通株式 280,000株
付与日	2015年9月15日	2016年9月13日
権利確定条件	(注) 3、4、5、6	(注) 3、4、5、6
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2017年9月16日 至2025年9月14日	自2018年9月14日 至2026年8月23日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 3名	当社従業員 47名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 280,000株	普通株式 84,000株
付与日	2016年9月13日	2018年1月9日
権利確定条件	(注) 3、4、6、7	(注) 3、5、6
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2018年1月1日 至2021年12月31日	自2020年1月10日 至2025年1月9日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2018年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による株式分割及び、2018年10月1日付株式分割(1株につき4株の割合)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。

4. 当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。

5. 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日と権利行使開始日のいずれか遅い日以降、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下、「割当数」という。)の3分の1を行使可能な上限数とする。また、権利行使開始日から起算して1年が経過した日から割当数の3分の2を、権利行使開始日から起算して2年が経過した日から割当数の3分の3、すなわちすべてを行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

6. 新株予約権者が死亡していないこと。

7. i 2017年9月期の当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書)において、2016年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30%を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、新株予約権者は、下記に定めるそれぞれの予算達成割合のうち低い方の達成割合に応じて、新株予約権行使可能数を調整する。予算達成割合が100%の場合に上限個数の80%を行使可能とし、同様に、予算達成割合が80%の場合に上限個数の60%、予算達成割合が70%の場合に上限個数の50%を行使可能とする。予算達成割合が70%未満の場合は、新株予約権の行使可能数は0個とする。

2018年9月期の当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書)において、2016年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30%を上限に新株予約権を行使できる。ただし売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、と同様に行使可能数を調整する。

2019年9月期の当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書)において、2016年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」または「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の40%を上限に新株予約権を行使できる。ただし売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、と同様に行使可能数を調整する。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2019年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

### ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	138,640	143,968	181,440	78,400
付与				
失効		15,992	5,760	28,800
権利確定	138,640	64,024	77,760	
未確定残		63,952	97,920	49,600
権利確定後 (株)				
前事業年度末	126,560	58,712	37,920	
権利確定	138,640	64,024	77,760	
権利行使	126,416	30,608	17,280	
失効				
未行使残	138,784	92,128	98,400	

(注) 2018年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による株式分割及び、2018年10月1日付株式分割(1株につき4株の割合)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

### 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	75	75	75	773
行使時平均株価 (円)	618	620	613	
付与日における公正な評価単価 (円)				(52,000株) 124 (16,000株) 181 (16,000株) 197

(注) 2018年4月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による株式分割及び、2018年10月1日付株式分割(1株につき4株の割合)による株式分割後の数値に換算して記載しております。

4. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	221,523千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	94,785千円

(追加情報)

「従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

前述の「2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第3回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (2) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
繰延税金資産		
減価償却費	68,585千円	75,284千円
未払事業税	5,039	2,848
ポイント引当金	288	285
未払賞与	1,537	
敷金及び保証金	2,034	2,759
その他	118	812
繰延税金資産計	77,604	81,990
繰延税金資産の純額	77,604	81,990

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年9月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
留保金課税	7.5	5.8
法人税額特別控除	3.0	4.8
株式報酬費用	0.3	0.3
住民税均等割	0.2	0.2
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3	32.3

(資産除去債務関係)

当社は、事務所の賃貸借契約に基づく将来の退去時における原状回復費用等相当額を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、EC支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	たまごリピート	ヒキアゲール	合計
外部顧客への売上高	1,196,910	48,560	1,245,471

(単位：千円)

	たまごリピート	サブスクストア	決済手数料収入 (注)	その他	合計
外部顧客への売上高	748,672	9,772	438,464	48,560	1,245,471

(注) 決済手数料収入は、「たまごリピート」「サブスクストア」の各サービスから発生したものでありますが、サービス別に区分することが困難なため、独立掲記しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社ゼウス	158,132	EC支援事業

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	たまごリピート	サブスクストア	決済手数料収入 (注)	その他	合計
外部顧客への売上高	928,951	93,142	509,134	25,883	1,557,112

(注) 1. 決済手数料収入は、「たまごリピート」「サブスクストア」「サブスクストアB2B」の各サービスから発生したものでありますが、サービス別に区分することが困難なため、独立掲記しております。

2. 前事業年度において「たまごリピート」に含めていた「サブスクストア(旧たまごリピートNext)」は、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度についても変更後の区分に組替えて算出しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ)財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額	121.30円	138.35円
1株当たり当期純利益金額	20.11円	17.88円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	18.78円	17.14円

(注) 1. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、また、2018年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	214,050	195,353
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	214,050	195,353
普通株式の期中平均株式数(株)	10,641,378	10,924,212
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	755,132	466,834
(うち新株予約権(株))	(755,132)	(466,834)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		第4回新株予約権の数62個 (普通株式49,600株)

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当社は、2019年9月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年10月1日付で以下の通り子会社を設立しております。

1. 子会社設立の目的

当社は「ビジネスと暮らしを“でもなく”する」という理念に基づき、ストック型のビジネスモデルをより普及させるべく、サブスクリプションビジネスに特化したサービスを提供してまいりました。

今日のビジネス環境では、人口減少などを背景に顧客の獲得コストなどが上がり続けており、クラウド型のビジネスを始めとしたサブスクリプションビジネスの需要が高まっておりますが、サブスクリプションビジネスでは、サービス提供者は顧客に継続して使ってもらえるように高いレベルのサービス品質が求められます。

また、物流クライシスと言われる物流の混乱や働き方改革の推進等により、労働生産性の向上も明確な課題となっており、顧客の求めるサービスレベルを維持し続けることは一段と困難となってきております。

このような背景から、サブスクリプション支援企業として、顧客の獲得コストの改善や労働生産性の向上に寄与すべく、「サブスクリプション×A Iテクノロジー（人工知能）」をテーマにした研究開発子会社を設立いたしました。

2. 子会社の概要

(1) 名称	テモラボ株式会社
(2) 所在地	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
(3) 代表者	代表取締役社長 中野 賀通
(4) 資本金	1,000万円
(5) 事業内容	・ A Iに関するシステムの研究、開発 ・ その他最先端技術を用いたシステムの研究、開発
(6) 設立年月日	2019年10月1日
(7) 大株主及び持株比率	テモナ株式会社 100%

(役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、2019年11月13日開催の取締役会において当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案が2019年12月20日開催の第11期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において承認可決されました。

なお、当社と委任契約を締結している執行役員（以下、単に「執行役員」といいます。）に対しても、当社の取締役に対するものと同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。この場合、執行役員も、当社の取締役と同様に、本制度における信託の受益者となり、当社は、執行役員に対して交付するための株式取得資金につきましても併せて信託いたします。

1. 本制度の導入について

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されておりましたが、今般、新たに当社の取締役に対する株式報酬制度を導入することといたします。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、2015年9月15日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額500,000千円以内。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、2020年9月末日で終了する事業年度から2023年9月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役に対して当社株式が交付されます。

本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

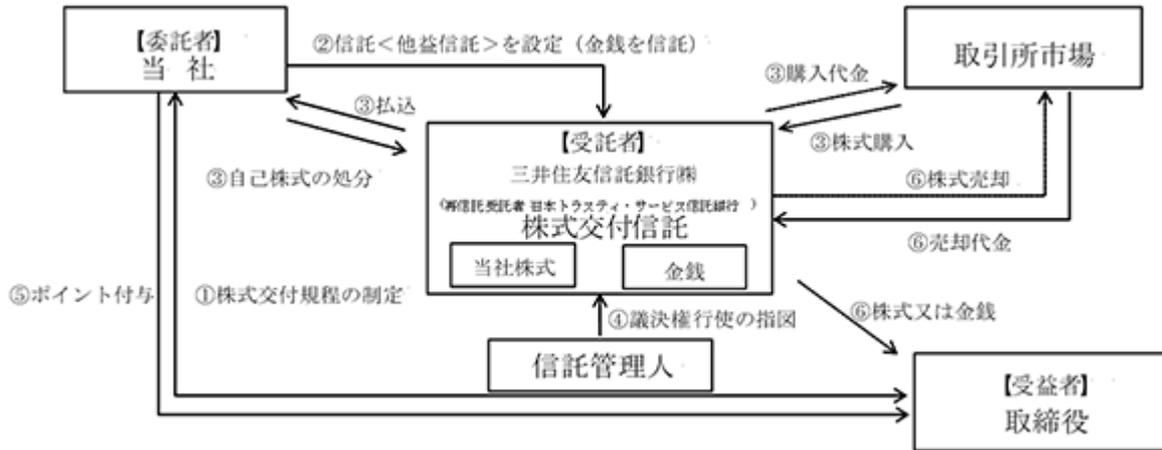
2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

< 本制度の仕組みの概要 >



当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役にに対しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社の取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本制度は、当社が本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

( 3 ) 信託期間

信託期間は、2020年2月（予定）から2024年2月（予定）までの約4年間とします。ただし、下記（ 4 ）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

( 4 ) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、対象期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金176百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を4事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金44百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（ 6 ）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

( 5 ) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（ 4 ）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（ 4 ）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

( 6 ) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり107,000ポイントを上限とします。

なお、ポイント付与方法等の細目は、上記範囲内で取締役会において決定しますが、以下のように定めることを予定しております。

長期業績目標等（ ）の達成に応じてポイントを付与いたします。

長期業績目標は売上高及び営業利益の達成として4段階に分けて設定します。

- ・ 売上高50億円及び営業利益10億円の達成
- ・ 売上高100億円及び営業利益20億円の達成
- ・ 売上高150億円及び営業利益30億円の達成
- ・ 売上高200億円及び営業利益40億円の達成

付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記 で付与されたポイントの数に応じて、下記 の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記 の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社の取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社の取締役及び執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日	2020年2月(予定)
信託の期間	2020年2月~2024年2月(予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	43,019	-	-	43,019	6,993	4,456	36,026
工具、器具及び備品	25,030	7,738	327	32,441	19,554	8,834	12,887
有形固定資産計	68,050	7,738	327	75,461	26,547	13,290	48,914
無形固定資産							
ソフトウェア	13,777	65,428	-	79,205	15,699	4,546	63,506
無形固定資産計	13,777	65,428	-	79,205	15,699	4,546	63,506

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PCの購入	7,738千円
ソフトウェア	自社サービスの機能追加による開発費	65,428千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PCの除却	327千円
-----------	-------	-------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	127,503	133,389	0.39	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	230,007	296,618	0.39	2020年～2024年
合計	357,510	430,007		

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	99,968	80,004	76,630	40,016

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	386	557	-	386	557
ポイント引当金	943	-	-	9	934

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額による減少額であります。  
2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、付与ポイントの失効及び解約による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	1,680,145
小計	1,680,145
合計	1,680,145

ロ．売掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ゼウス	30,635
株式会社シズカニューヨーク	16,626
株式会社ネットプロテクションズ	14,136
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	9,447
株式会社エクラ	5,470
その他	84,017
合計	160,334

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
75,364	849,557	764,587	160,334	82.7	50.6

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

品名	金額(千円)
受託開発仕掛品	198
合計	198

流動負債  
 イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社PROFESSY	51,841
スタークス株式会社	7,701
絆ホールディングス株式会社	2,725
株式会社ゼウス	1,717
株式会社テトラスト	1,620
その他	7,857
合計	73,463

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
未払消費税	23,435
American Express International, Inc.	14,798
箔座株式会社	4,069
石井豪	1,815
株式会社パソナテック	1,518
その他	16,407
合計	62,045

ハ．未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税等	27,396
合計	27,396

二．前受金

相手先	金額(千円)
株式会社ユーキャン	3,564
キリンホールディングス株式会社	2,700
株式会社フォーサイト	1,728
株式会社ビサイドゲームズ	1,002
REDAS株式会社	910
その他	100,466
合計	110,372

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	343,478	701,970	1,103,167	1,557,112
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	64,931	117,674	148,419	288,605
四半期(当期)純利益金額 (千円)	40,046	72,575	91,537	195,353
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	3.69	6.68	8.39	17.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.69	2.98	1.72	9.44

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://temona.co.jp/">https://temona.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第10期(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)2018年12月26日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年12月26日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

(第11期第1四半期)(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月13日関東財務局長に提出。

(第11期第2四半期)(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)2019年5月9日関東財務局長に提出。

(第11期第3四半期)(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月9日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2018年12月26日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年12月20日

テモナ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯 畑 史 朗

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 水 善 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテモナ株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テモナ株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。